

議案第64号

東京都板橋区幼稚園等の保育料の額を定める条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月21日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区幼稚園等の保育料の額を定める条例の一部を
改正する条例

東京都板橋区幼稚園等の保育料の額を定める条例（平成27年板橋区
条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

別表中「被保護世帯及び」を「被保護世帯並びに」に、

「

10,000	0	0
16,300	850	0
18,700	5,850	0

を

」

「

0	0	0
0	0	0
0	0	0

に改め、同表

」

備考2中「第14条の2第1項」を「第14条」に、「年長の者。以下」
を「年長の者）（以下」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、付則第3

項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の東京都板橋区幼稚園等の保育料の額を定める条例別表の規定は、令和元年10月分以後の保育料について適用し、同年9月分以前の保育料については、なお従前の例による。
- 3 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(提案理由)

子ども・子育て支援法施行令の改正による幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料の額を改めるほか、所要の規定整備をする必要がある。